

(趣旨)

第1条 町は、経済的負担の軽減及び切れ目のない子育て支援に資することを目的として、秋田県立五城目高等学校に通学する生徒の保護者に対する通学費相当を助成することとし、この要綱において必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する者で、秋田県立五城目高等学校（以下、「高等学校」という。）に通学する生徒の保護者
- (2) 町税その他町に納付すべき料金について滞納のない世帯
- (3) 生活保護世帯でないもの

(助成の対象)

第3条 助成の対象は、保護者の送迎等によって町内の自宅から高等学校に通学する高校生が、公共交通機関を利用して通学する場合に要する最も経済的な経路と認められる区間の鉄道の通学定期乗車券購入費用相当額とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、井川さくら駅から八郎潟駅までの通学定期乗車券購入費用相当額（別表）とする。

2 助成を受けることができる期間は、町長が特別な事情があると認める場合を除き生徒一人につき入学から3年を上限とする。

(助成金の申請)

第5条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者は、井川町高等学校通学費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、在学証明又は生徒手帳等在学を証明するものの写しを添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の申請期限)

第6条 前条の規定による申請ができる提出期限は、通学行為が発生する年度内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、特別な事情があると町長が認めるときはこの限りでない。

- (1) 前期の申請 9月末日
- (2) 後期の申請 3月末日

(助成の決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、井川町高等学校通学費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 この要綱による助成金の交付を受けた者で、次のいずれかに該当する場合は、井川町高等学校通学費助成金変更届出書(様式第3号)により、直ちに届け出なければならない。

- (1) 第2条に掲げる要件に該当しなくなった場合
- (2) 生徒が停学、休学又は退学により通学しないこととなった場合
- (3) その他交付決定を受けた内容に変更が生じた場合

(助成金の返還)

第9条 町長は、次に掲げる要件に該当する場合には助成金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により助成を受けたとき。
- (2) 前条に該当し返還することが適当と認められるとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。